

## 地域の農地の設計図「地域計画」の作成について

地域農業の振興のため、その地域の中心となる経営体、農業の将来の在り方などを明確化する目的で、地域ごとに「人・農地プラン」が策定されていました。この「人・農地プラン」が、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、地域での話し合いによる地域農業のあり方や、目指すべき将来の農地の効率的かつ総合的な目標を定めた「地域計画」となり、この実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した担い手への農地の集積・集約化を進めることになりました。

具体的には、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を新たに作成し、目標の実現に向けた各種の取組を地域と行政が連携して行うこととなります。

### 1 地域計画策定に向けた話し合い

ワークショップやフリートークなどにより、以下の事項について話し合います。

- (1) 当該区域における農業の将来の在り方
- (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域
  - ① 地域の概要
  - ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（目標地図添付）
- (3) その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
  - ① 農用地の集積、集約化の方針
  - ② 農地中間管理機構の活用方針
  - ③ 基盤整備事業への取組方針
  - ④ 多様な経営体の確保・育成の取組方針
  - ⑤ 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針



### 2 目標地図の作成手順

- (1) 農業委員会から、現況地図に、農地の出し手（規模縮小・離農等で、将来、農地を貸す又は売る耕作者）と受け手（規模拡大に向けて、農地の借入又は購入を希望する耕作者）の意向を踏まえて作成した素案が、町に提出されます。
- (2) 町が農業委員会と一体となり、地域の徹底した話し合いを通じて、出し手・受け手の調整をできる限り進めます。

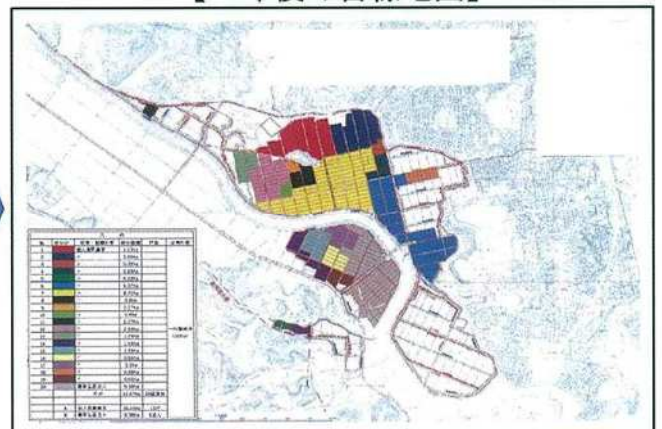
なお、受け手がない地域では、①多面的機能支払交付金等の活動組織の活用、②JA等の農業支援サービス事業者等の活用、③新規就農者や農業法人、企業の誘致などを検討します。

それでも受け手が見つからないなど合意が得られなかった農地については、目標地図では「今後検討等」として受け手を当てはめないこともできます。作成後、随時更新していきます。

【現況地図】



【10年後の目標地図】



### 3 地域計画の策定

話し合い活動により作成された地域計画案は、関係者から意見聴取され、公告されます。

地域計画が策定されると、新規就農者の経営開始資金貸付や、固定資産税一部免除（所有する農地を全て農地バンクに貸し付けた場合）、関連補助事業との紐付けなど支援施策が受けられます。